社会福祉法人英光会　役員等報酬規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人英光会（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴役員とは、理事及び監事をいう。

⑵評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

⑶委員会委員とは、評議員選任・解任委員をいう。

⑷費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

（報　酬）

第３条　各年度による報酬総額の上限は、評議員 100,000 円、役員 300,000 円、委員会委員 50,000 円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

２　役員、評議員及び委員会委員が出席をした時の報酬は、別表１の報酬を支給することができる。

（業務の種類）

第４条　役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

⑴理事、監事が理事会に出席したとき

⑵評議員及び役員が評議員会に出席したとき

⑶監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政機関による監査の立会いのとき

⑷役員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき

⑸評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき

⑹その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき

（費　用）

第５条　役員、評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人英光会旅費規程に準じてその費用等を支給することができる。

（支給方法等）
第６条　報酬の支給は、現金をもって本人に支払うものとする。
　　２　報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉所得税）を控除して支給する。

（兼務役員等）
第７条　施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

（公　表）
第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補　足）
第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則
この規程は、令和元年６月２１日から施行する。

別表　1

（単位：円）

	役員等報酬	摘要
理事会	5,000 円	
監事監査・監査立会	5,000 円	
評議員会	5,000 円	
評議員選任・解任委員会	5,000 円	

※源泉所得税を控除した金額として支給する。